平成２９年度
地域づくり夢チャレンジ推進補助金
募　集　要　項

重 要

地域づくり夢チャレンジ推進事業には、様々な支援メニューがありますが、補助を受けるには、次のような事業であることが必要です。

＊国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること（ただし、国の「地方創生推進交付金」を除く）

＊事業実施者にとって、新規に取り組む事業又は平成２７年度若しくは平成２８年度にこの補助金の交付を受け、若しくは「平成２６年度地方創生チャレンジ推進補助金」の交付を受けた事業で、複数年にわたる支援が必要と認められる事業であること（復興枠を除く）

＊事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）

＊施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと

＊補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること（復興枠を除く）

＊個人への金銭的給付を行うものでないこと

＊地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること

熊　本　県

目　次

◆事業の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ２

◆補助事業のメニュー（６分野１３の取組み）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ２

◆補助分野（取組み）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ２

◆事業計画書提出から補助金交付までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ３

◆交付決定を受けた場合の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ５

各補助事業メニュー

（１）移住の促進
①移住定住を促進する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ６

（２）起業の誘発
②コミュニティ・ビジネス起業化の取組み（育成段階）・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ ８
③地域のしごと（支事）おこしの取組み（育成段階）・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
④農業の地域資源（宝）活用の取組み（育成段階）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
⑤コミュニティ・ビジネス起業化の取組み（起業化段階）・・・・・・・・・・・・・・・P16
⑥地域のしごと（支事）おこしの取組み（起業化段階）・・・・・・・・・・・・・・・・P18

（３）交流の拡大
⑦交流促進の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20

（４）絆の構築
⑧地域づくり計画作成の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22
⑨地域コミュニティ維持の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P24
⑩地域活性化につながる文化活動の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P26

（５）地域応援の強化
⑪企業等による地域づくり応援の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P28

（６）復興枠
⑫震災復興に向けた交流促進の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30

（７）その他地域の独自性を生かした地域活性化支援
⑬その他の地域の特性や優位性を生かした取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・P32

◆ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合の補助額の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・P34

◆各取組みの担当課一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35

◆事業計画書等提出先一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P36

◆事業の趣旨

熊本県では、「政令市誕生後の県内各地域の将来像」を踏まえた地域の活性化や地方創生を目指し、市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、次の６分野１３の取組みについて補助事業を実施します。

◆補助事業のメニュー（６分野１３の取組み）

分野		取組み名	対象
１ 移住の促進		①移住定住を促進する取組み	市町村等（※） 地域団体等
２ 起業の誘発	育成段階	②コミュニティ・ビジネス起業化の取組み（育成段階）	地域団体等
		③地域のしごと（支事）おこしの取組み（育成段階）	地域の縁がわ取組団体
		④農業の地域資源（宝）活用の取組み（育成段階）	市町村等（※） 農業団体等
	起業化段階	⑤コミュニティ・ビジネス起業化の取組み（起業化段階）	地域団体等
		⑥地域のしごと（支事）おこしの取組み（起業化段階）	地域の縁がわ取組団体
３ 交流の拡大		⑦交流促進の取組み	市町村等（※） 地域団体等
４ 絆の構築		⑧地域づくり計画作成の取組み	市町村（※）
		⑨地域コミュニティ維持の取組み	市町村（熊本市除く） 地域コミュニティ組織
		⑩地域活性化につながる文化活動の取組み	市町村等（※） 地域団体等
５ 地域応援の強化		⑪企業等による地域づくり応援の取組み	企業等
６ 復興枠		⑫震災復興に向けた交流促進の取組み	市町村等（※） 地域団体等
その他地域の独自性を生かした地域活性化支援		⑬その他の地域の特性や優位性を生かした取組み	市町村等（※） 地域団体等

※　熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

◆補助分野（取組み）の概要

移住の促進・・・県外から県内地域への移住定住を促進し、地域を維持・発展させていく地域づくりを支援します。

起業の誘発・・・地域活動に根ざした起業や、地域の高齢者や障がい者等と取り組む起業、農業等の６次産業化などの地域資源活用による起業を支援します。

交流の拡大・・・熊本県内外から人を呼び込み、交流人口の拡大を促進することを目的として行う、豊かな自然、農林水産業、食、歴史、文化等の地域資源を生かした取組みを支援します。

絆の構築・・・・地域コミュニティを維持するために、地域づくりの基本となる計画づくりや、過疎地域における買い物弱者の解消、地域の一体感を高め地域らしさを発信する文化による地域活性化などの取組みを支援します。

地域応援の強化・・企業等の民間事業者が、地域貢献を目的に地域住民や市町村と連携して、地域を応援する取組みを支援します。

復興枠・・・・・熊本県内外から人を呼び込み、震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけることを目的として行う、豊かな自然、農林水産業、食、歴史、文化等の地域資源を活かした取組みを支援します。

そ の 他・・・・上記の分野（取組み）に該当しない、県内の各地域ならではの独自性を生かした、地域活性につながる先進的かつモデル的な取組みを支援します。

◆事業計画書提出から補助金交付までの流れ

（1）事業計画書提出手続き

地域団体等及び企業等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、市町村へ提出してください。提出部数、市町村への提出方法、時期等の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

市町村等は、事業計画書及び補助金交付要項に定めるその他必要と認める書類を、各２部（熊本市内の団体及び山鹿市については１部）、次の期間までに最寄りの地域振興局総務振興課又は振興課（熊本市内の団体については県庁地域振興課、山鹿市においては県北広域本部振興課）まで提出してください。

なお、市町村は、市町村等の事業及び管内地域団体等の事業をとりまとめて提出してください。

■市町村から県への提出期間

一次募集　平成２９年　４月　３日（月）～平成２９年　４月１７日（月）

二次募集　平成２９年　６月　１日（木）～平成２９年　６月１４日（水）

ただし、予算の執行状況によっては、早期に募集を終了し若しくは第二次募集を中止し又は予算の範囲内で追加の応募を受け付け若しくは追加の募集を行う場合があります。

■地域団体等及び企業等から市町村への提出期限

※市町村が指定する期日までに、市町村へ提出してください。

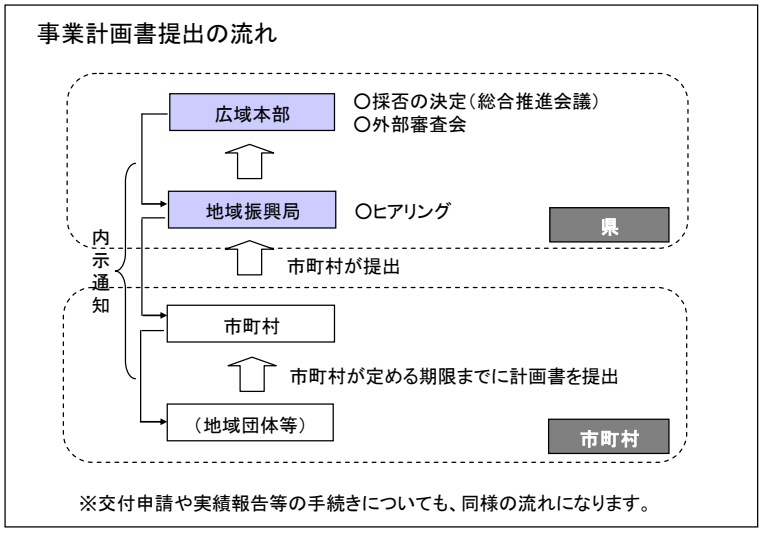

（2）補助対象事業の選定

ヒアリング及び書類審査を行い、補助対象事業を選定します。「コミュニティ・ビジネス起業化の取組み（起業化段階）」及び「地域のしごと（支事）おこしの取組み（起業化段階）」並びに「企業等による地域づくり応援の取組み」については、外部有識者を交えた審査会によるプレゼンテーション審査を予定しています。プレゼンテーションの日時・会場については、市町村を通じて書類審査通過団体に後日通知します。また、プレゼンテーション実施団体に対しては、追加資料を求めることがあります。

審査結果は、市町村に内示します。

■市町村への内示時期

一次募集　平成２９年５月下旬

二次募集　平成２９年７月下旬

※内示時期は、あくまで予定であり、実際の内示は前後することもありますので、あらかじめ御了承ください。

（3）交付申請・交付決定

内示に基づく市町村からの交付申請を受け、各広域本部長が交付決定を行います。

（4）実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確に分かるようにしておいてください）。また、施設整備を伴った場合は、しゅん工確認検査が必要です。

（5）補助金の交付

補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います（必要と認められる場合は、事業完了前に一部概算払いします）。

事業計画書提出から補助金交付までの流れ

一次募集	市町村による	4/17	4下～5中	5下	5下	5下	市町村による	市町村交付決定後	事業完了後1月内県提出最終期限3/15	補助額確定後
二次募集	市町村による	6/14	6下～中	7下	7下	7下	市町村による	市町村交付決定後		
	事業計画書提出（団体→市町村）	事業計画書提出 市町村→県	ヒアリング・審査会等	交付額の内示（県→市町村）→団体	補助金交付申請（団体→）市町村→県	交付決定 県→市町村	交付決定（市町村→団体）	事業実施	実績報告提出（団体→）市町村→県	補助金交付 県→事業実施者 補助金交付請求（団体→）市町村→県

◆交付決定を受けた場合の注意事項

（1）申請に対する交付決定を受けた場合は、**申請した事業計画書に基づいて、事業を実施**してください。事業計画書に記載した内容を変更する場合は、変更した内容を実行する前に、予め県に相談してください。変更の内容によっては、県に対して変更を申請し、承認を得る必要があります（変更内容によっては承認できない場合もあります）。

承認を得ずに事業計画書と異なる事業を実施した場合、補助金の交付ができないことがあります。

（2）補助対象経費の支出にあたっては、領収書、請求書、納品書等の証拠書類を分かりやすく整理・保存してください。実績報告時に必要となります。

（3）交付決定より前に事業に着手することはできませんので御注意ください。

※　詳しくは、「平成２９度地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項」を御覧ください。

地方創生

1　移住定住を促進する取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

熊本県では、県外から県内地域への移住定住を促進し、地域を維持・発展させていく地域づくりを進めるため、移住定住を促進する地方創生につながる取組みを実施する市町村または地域団体に対して支援を行います。

◆補助対象事業

熊本県外からの移住定住を促進することを目的として行う、受入体制の整備、情報発信及び都市部住民との交流促進等の地域づくりの取組み。

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

【留意点】
計画策定は対象となりません。

◆事業実施者

（1）市町村等
例：市町村
※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は対象となることがあります。

（2）地域団体等
例：地域コミュニティ組織、地域コミュニティ組織とＮＰＯ等で構成する協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内
＜ハード事業＞
補助対象経費の２／３以内

（2）補助上限額
＜ソフト事業＞　１０，０００千円
＜ハード事業＞　１０，０００千円
※ソフト・ハード合わせて最大20,000千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34を参照］
※当分野では、ソフト・ハード合わせた額に対する1,000千円を限度とした上乗せとします。

◆補助対象経費

補助対象事業実施に要する経費。

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・施設整備や備品等の取得をする場合の登記、
登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費
※登記、登録を必要とする施設整備や備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【留意点】
・過度な投資を要しない利用可能な空き家を地域資源として捉え、利活用の促進を図るため、空き家整備に要する改修額は１棟当たり５００万円以内（実施設計費を含む。）とします。
・住宅購入にかかる補助等、個人への金銭的給付は対象となりません。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）移住促進を直接の目的とし、目標達成の手段が妥当で十分な計画が練られていること
（2）申請市町村の移住促進の目標や位置づけが明確であること
（3）次年度以降の継続的な事業展開を見込んだ事業であること
（4）地域団体が行う事業の場合、市町村も補助を行うなど両者間で連携が図られていること　など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

（1）受入体制の整備を図る事業
・新規移住・就農者への優良農地貸出を実施する。
・集落単位での移住者受入研修会を実施する。
（2）空き家等を利活用し、移住を推進する事業
・地元不動産会社と市町村が協議会を作り、空き賃貸物件を使った居住体験事業を行う。
（3）移住者向け情報提供
・お試し居住施設を提供する。
・移住者に対する近隣の生活に必要な情報の案内、移住者団体との交流を実施する。
・ウェブデザイナーなど、どんな地域でも活躍できるスキルを有した人に移住してもらい、移住者の特技を活かした情報発信を行う。
・ブログ等を利用し、お試し居住実施中及び実施後の情報発信を行う。
（4）移住希望者等の相談窓口の充実を図る事業
・民間の移住コンシェルジュの育成により、移住希望者等の相談窓口の充実を図る。
（5）地域資源を活用した雇用創出による移住促進
・移住のネックである「就労の場がない」という問題を解決し、農業後継者を確保するため、就農者を募集し、農業技術を伝えるとともに賃貸できる住居を確保する。　など

■　問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

２　コミュニティ・ビジネス起業化の取組み　①育成段階

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の方々がビジネスの手法を活用して地域の課題を解決していく地方創生につながる「コミュニティ・ビジネス」の起業に向けた取組みを支援します。

◆補助対象事業

コミュニティ・ビジネス起業化の取組みでは、対象地域（小学校区や大字等、住民生活上一定のまとまりのある区域）において、コミュニティ・ビジネスの開始や規模拡大を目指す団体に対し、補助金を交付します。

このうち、育成段階では、将来的にコミュニティ・ビジネスを開始又は規模拡大する目標があり、それに向けた商品開発等に要する費用を対象とします。

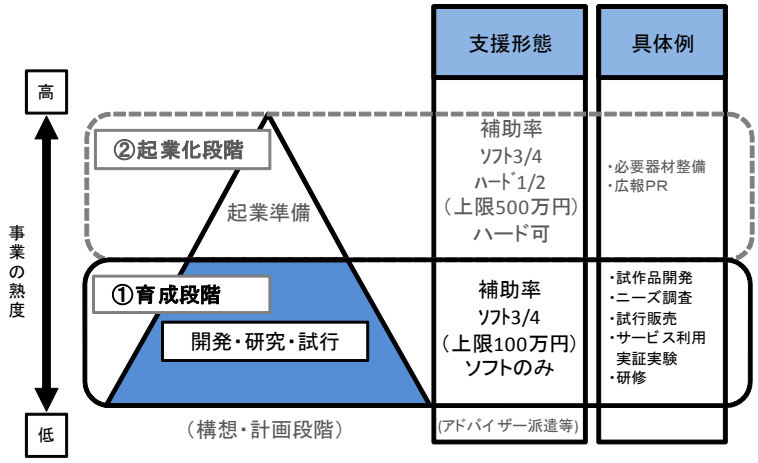

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

【留意点】
コミュニティ・ビジネスの実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている又は得る予定であることが必要です。

◆事業実施者

地域団体等
例：地域コミュニティ組織、地域づくり団体、ＮＰＯ法人等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（１）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内
（２）補助上限額
１，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

商品開発、研究、試行、市場調査及び実証実験など将来的なコミュニティ・ビジネスの起業化に向けた事業に要する経費。

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費
※登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【留意点】
施設整備や１品の価格が１０万円以上の備品の購入は補助対象となりません。
＊備品：機械、設備又は車両等の比較的長期間使用できる物品

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）地域住民自らが主体的に取組む事業か
（2）地域課題や住民ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
（3）円滑な実施が見込まれるか（推進体制、地域の合意、必要な許認可の取得等）
（4）将来の起業化に向けた展望があるか（商品・サービスの魅力、将来的な資金計画等）
（5）地域資源を生かした産業振興や雇用創出、収入向上につながることが見込めるか
（6）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか
（7）（高齢者が主体の場合）高齢者の生きがいにつながり、また、コミュニティ・ビジネスに参加する高齢者の広がりが期待できるか　など

◆補助対象事業例

（以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。）

・規格外野菜を活用して農家と加工者の収入増につなげる加工販売に向けた試作品づくり
・高齢者の知識や経験を活かして生きがいづくりと収入増につなげる体験型民泊やまち歩き有料ガイドの実施に向けた試行
・地域の交流拠点を兼ねる地産地消型コミュニティ・レストラン開業に向けた市場調査、メニュー検討、試作品開発
・無店舗地域での買物利便性を高める地域コンビニ店開業に向けた市場調査、独自商品開発、仮店舗での試行販売　　など

■　問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

３　地域のしごと（支事）おこしの取組み　①育成段階

所管：健康福祉部　健康福祉政策課　地域支え合い支援室

◆事業の目的

地域の縁がわ取組団体が、行政に頼らず自立した運営ができるよう、地域の高齢者や障がい者等と一緒に取り組む「地域の縁がわを拠点とする起業化モデル」の起業に向けた地方創生につながる取組みを支援します。

◆補助対象事業

地域のしごと（支事）おこしの取組みでは、福祉の視点を持った事業の開始又は規模拡大に向けて、地域と共に取り組む地域の縁がわ取組団体に対し、補助金を交付します。

このうち、育成段階では、将来的に起業の開始又は規模拡大する目標があり、それに向けた商品開発等に要する費用を対象とします。

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

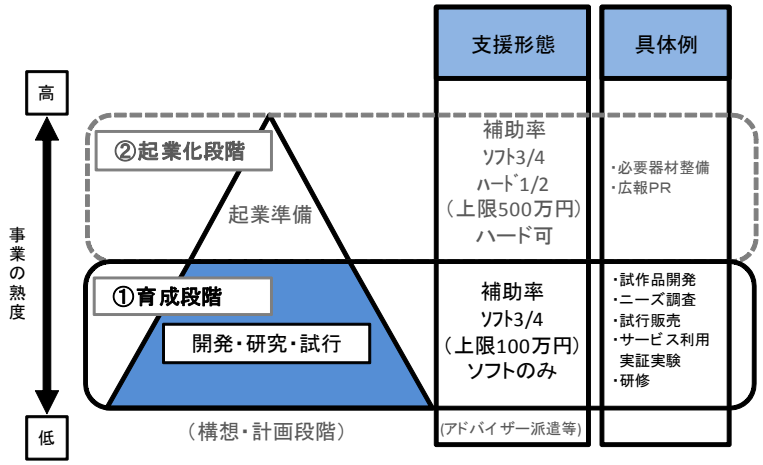

【留意点】
支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。
・地域の関係者（住民組織や事業を実施するうえで連携が必要な団体等）の意思を反映する、または理解を得る手続きがとられていること
・事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている又は得る予定であること

◆事業実施者

地域の縁がわ取組団体

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（１）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内
（２）補助上限額
１，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

将来的に事業を開始又は規模拡大する目的があり、それに向けた商品開発等に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

- 団体の組織や施設の運営に要する経費
- 飲食に要する経費
- 出資、出捐、貸付に要する経費
- 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- 備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- その他、知事が不適当と認める経費

※登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
- 情報通信システム開発費
- ソフトウエア購入費
- ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【留意点】
施設整備や１品の価格が１０万円以上の備品の購入は補助対象となりません。
＊備品：機械、設備又は車両等の比較的長期間使用できる物品

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
- 補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
  ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）地域の縁がわ取組団体の自立した運営につながる内容か
（2）地域の縁がわ取組団体と地域住民又は福祉団体等との協働の継続性や広がりが期待できるか
（3）現状課題や地域ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
（4）円滑な実施が見込まれるか（推進体制、地域の合意、必要な許認可の取得等）
（5）将来の起業化に向けた展望があるか（商品・サービスの魅力、将来的な資金計画等）
（6）地域資源を生かした産業振興や雇用創出、収入向上につながることが見込めるか
（7）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか　など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

- 農作物の栽培や加工販売に向けた試験栽培、試作品づくり、試験販売
- 地域の高齢者等に対する配食サービスと見守りなど、福祉的サービスを組み合わせた有償のサービスのニーズ調査、メニュー開発、サービス実施に向けた試行
- 地域の交流拠点を兼ねる地産地消型コミュニティ・レストランの開業に向けたニーズ調査、メニュー検討、試作品づくり
- 過疎地域、中山間地域など民間企業が進出しないような地域において、住民自らが、互助・共助を超えた有償の福祉サービスのニーズ調査、サービス実施に向けた試行　など

■　問合せ先
熊本県　健康福祉部　健康福祉政策課　地域支え合い支援室
TEL　０９６－３３３－２２０１（直通）　FAX　０９６－３８４－９８７０

地方創生

４　農業の地域資源（宝）活用の取組み（育成段階）

所管：農林水産部　生産局　農業技術課

◆事業の目的

農業の担い手の減少・高齢化、農産物価格の低下、生産資材の高騰、耕作放棄地の増加など様々な課題により地域農業の活力が低下しつつある中、地域が活性化していくためには、地域に眠る農業の地域資源（宝）を掘り起こして活用し、付加価値を高めて商品化する必要があります。

このため、各地域で農村に眠っている農業の地域資源（宝）に気づき、動きを起こし、その価値を高めて商品化するなど、新たな特産品開発等の地方創生につながる取組みを支援します。

◆補助対象事業

活力ある農村の再生をめざし、地域に眠っている農産物等の資源（宝）を掘り起こし、新たな特産品開発や６次産業化などを実施する次の取組みに対し、補助金を交付します。

（１）活用、商品化されていない農業の素材を掘り起こして試作・開発を行う取組み

（２）新たな農産物の品質や収量を高める取組み

（３）地域の農産物や規格外品を活用し、新たな加工品の開発を行う取組み

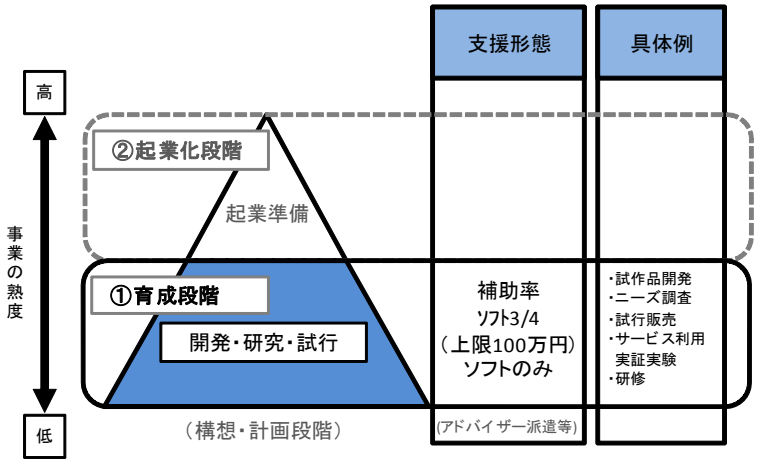

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

【留意点】
事業の主要な部分を外部委託するような事業は対象となりません（高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く）。

◆事業実施者

（１）市町村等

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

（２）農業団体、農業生産法人、農業者等の組織する団体及びこれらの者が組織する協議会等

※「農業者等の組織する団体」とは、農業者の組織及び農業者と食品産業、流通業、消費者グループ等との組織等をいいます

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
　＜ソフト事業＞
　　補助対象経費の３／４以内
（2）補助上限額
　　１，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

新たな農産物、特産品、農産物加工品等の開発に係る経費
・栽培試作ほや展示ほ設置に必要な種苗費、資材費、謝金、機械のリース等に要する経費
・農産物等の加工品の開発に要する経費
・調査、試験、分析、検討に要する経費
・目的達成のために必要な場合であって、既存の補助対象とならない簡易な機械、器具、装置の購入に要する経費（ただし、総事業費のおおむね１／３以内）
・本事業を活用して生産された農産物、特産品、農産物加工品等を試験的に販売する際に必要なＰＲ経費（ただし、総事業費のおおむね１／３以内）

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費
※登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【留意点】
施設整備や１品の価格が１０万円以上の備品の購入は補助対象となりません。
＊備品：機械、設備又は車両等の比較的長期間使用できる物品

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）地域の農業活性化につながる内容か
（2）地域の農業資源を有効に活用しているか
（3）農業者が主体の取組みか
（4）地域の関係者（住民組織や事業実施するうえで連携が必要な団体等）の意思を反映する、又は理

解を得る手続きがとられているか

（5）計画の実現性、活動体制は十分考慮してあるか

（6）モデル的な取組みとして、他地域への波及が期待できるか

（7）収支予算内容（積算根拠等）は適切か

（8）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか

（9）事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている、または得る予定か

(10) 市町村が事業を実施する場合、翌年度以降の展開について見通しが立っているか　など

◆補助対象事業例

（以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。）

（1）活用又は商品化されていない農業の素材を掘り起こして試作・開発を行う取組み

・くまもと伝統野菜や在来品種を掘り起こし、栽培試作を行う。

（2）新たな農産物の品質や収量を高める取組み

・新たな農産物の産地化に向け、品質向上を図るために、成分分析をしながら栽培技術の改善を行う。

（3）地域の農産物や規格外品を活用し、新たな加工品の開発を行う取組み

・地元の企業やパティシエ等と連携して、地域特産物であるイチゴ、トマト等の規格外品を活用した加工品を開発する。

・工芸作物の加工工程で発生する規格外品等を利用して、ハーブウォーターや芳香成分を抽出して新商品を開発する。

（4）（1）～（3）の組み合わせ例

・耕作放棄地に新規作物として、そばを栽培し、総合交流施設で販売する加工品を開発する。

・新規作物としてブラックベリーを導入し、栽培面積を拡大し収量を高めるとともに、観光資源として新たな２次加工品を開発する。

■ 問合せ先
熊本県　農林水産部生産局　農業技術課　普及企画班
TEL　０９６－３３３－２３８０（直通）　FAX　０９６－３８１－８４９１

5　コミュニティ・ビジネス起業化の取組み　②起業化段階

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

地域コミュニティの活性化を推進するため、地域の方々がビジネスの手法を活用して地域の課題を解決していく地方創生につながる「コミュニティ・ビジネス」の起業を支援します。

◆補助対象事業

コミュニティ・ビジネス起業化の取組みでは、対象地域（小学校区や大字等、住民生活上一定のまとまりのある区域）において、コミュニティ・ビジネスの開始や規模拡大を目指す団体に対し、補助金を交付します。

このうち、起業化段階では、本年度中のコミュニティ・ビジネスの開始又は規模拡大に向け、それに必要な施設整備等の費用を対象とします。

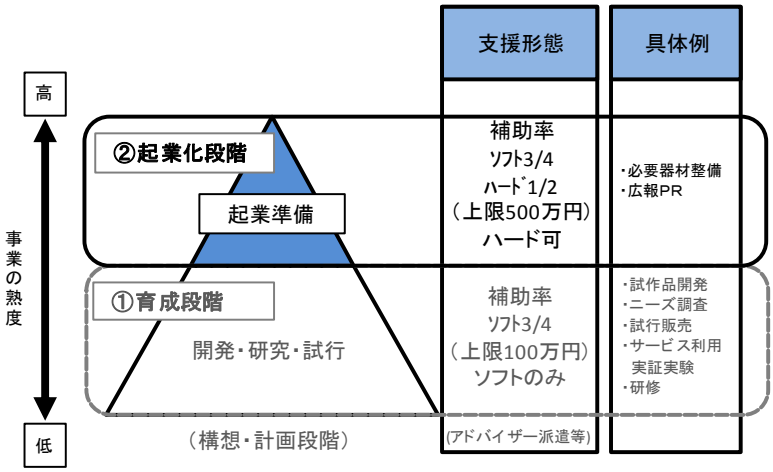

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

【留意点】
（1）支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。
・地域の関係者（住民組織や事業を実施するうえで連携が必要な団体等）の意思を反映する、または理解を得る手続きがとられていること
・事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている又は得る予定であること
（2）ビジネス開始直前に係る支援のため、当年度限りの支援となります（次年度以降の継続した支援はありません）。

◆事業実施者

地域団体等
例：地域コミュニティ組織、地域づくり団体、ＮＰＯ法人等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内

＜ハード事業＞
補助対象経費の１／２以内

（２）補助上限額
５，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

施設整備、備品購入、広報宣伝、接客研修などコミュニティ・ビジネスの立ち上げや規模拡大に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・施設整備や備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費

※登記、登録を必要とする施設整備や備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（１）地域住民自らが主体的に取組む事業か
（２）地域課題や住民ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
（３）円滑な実施が見込まれるか（推進体制、地域の合意、必要な許認可の取得等）
（４）採算性（投資額に見合う効果）、生産体制、販路・集客確保など、ビジネスとしての計画がよく練られているか
（５）地域資源を生かした産業振興や雇用創出、収入向上につながるものか
（６）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか
（７）（高齢者が主体の場合）高齢者の生きがいにつながり、また、コミュニティ・ビジネスに参加する高齢者の広がりが期待できるか　など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

・規格外野菜を活用して農家と加工者の収入増につなげる加工販売の立ち上げ
・高齢者の知識や経験を活かして生きがいづくりと収入増につなげる体験型民泊やまち歩き有料ガイドの立ち上げ
・地域の交流拠点を兼ねる地産地消型コミュニティ・レストランの立ち上げ
・無店舗地域での買物利便性を高める地域コンビニ店の立ち上げ　　など

■　問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

６　地域のしごと（支事）おこしの取組み　②起業化段階

所管：健康福祉部　健康福祉政策課　地域支え合い支援室

◆事業の目的

地域の縁がわ取組団体が、行政に頼らず自立した運営ができるよう、地域の高齢者や障がい者等と一緒に取り組む地方創生につながる「地域の縁がわを拠点とする起業化モデル」の起業を支援します。

◆補助対象事業等

地域のしごと（支事）おこしの取組みでは、福祉の視点を持った事業の開始又は規模拡大に向けて、地域と共に取り組む地域の縁がわ取組団体に対し、補助金を交付します。

このうち、起業化段階では、本年度中の事業の開始又は規模拡大に向け、それに必要な施設整備等の費用を対象とします。

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

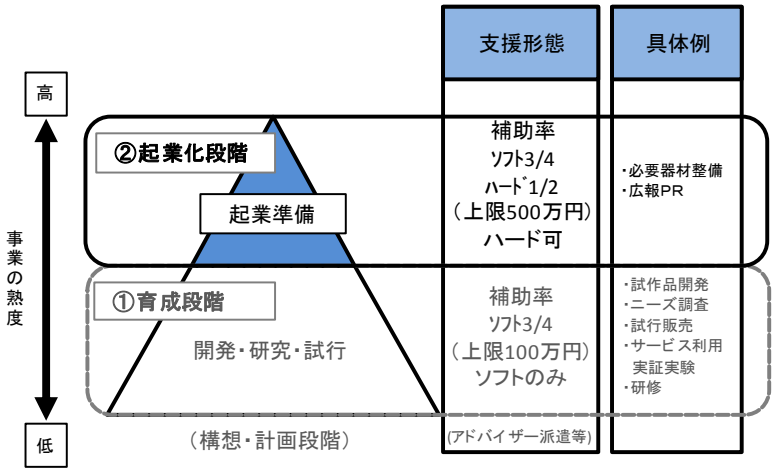

【留意点】
（1）支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。
・地域の関係者（住民組織や事業を実施するうえで連携が必要な団体等）の意思を反映する、または理解を得る手続きがとられていること
・事業の実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている又は得る予定であること
（2）ビジネス開始直前に係る支援のため、当年度限りの支援となります（次年度以降の継続した支援はありません）。

◆事業実施者

地域の縁がわ取組団体

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内
＜ハード事業＞
補助対象経費の１／２以内
（2）補助上限額
５，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

対象事業の立ち上げや規模拡大に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・施設整備や備品等の取得をする場合の登記､登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費

※登記、登録を必要とする施設整備や備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）地域の縁がわ取組団体の自立した運営につながる内容か
（2）地域の縁がわ取組団体と地域住民又は福祉団体等との協働の継続性や広がりが期待できるか
（3）現状課題や地域ニーズを的確に把握し、それに対応した事業計画となっているか
（4）円滑な実施が見込まれるか（推進体制、地域の合意、必要な許認可の取得等）
（5）採算性（投資額に見合う効果）、生産体制、販路・集客確保など、ビジネスとしての計画がよく練られているか
（6）地域資源を生かした産業振興や雇用創出、収入向上につながることが見込めるか
（7）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか

◆補助対象事業例

（以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。）

（1）農作物の栽培や加工販売の立ち上げ
（2）地域の高齢者等に対する配食サービスと見守りなど、福祉的サービスを組み合わせた有償のサービスの立ち上げ
（3）地域の交流拠点を兼ねる地産地消型コミュニティ・レストランの立ち上げ
（4）過疎地域、中山間地域など民間企業が進出しないような地域において、住民自らが、互助・共助を超えた有償の福祉サービスの立ち上げ　など

■ 問合せ先
熊本県　健康福祉部　健康福祉政策課　地域支え合い支援室
TEL　０９６－３３３－２２０１（直通）　FAX　０９６－３８４－９８７０

地方創生を含む

７　交流促進の取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

地域の資源や特性といった魅力を磨き上げ、それらを活かして県内外から人を呼び込み、交流人口の拡大を促進する取組み（地方創生に資する取組みを含む）を実施する市町村等又は地域団体等に対して支援を行います。

◆補助対象事業

上記の目的に沿って行う、豊かな自然、農林水産業、食、歴史、文化等の地域資源を活かした取組み。

なお、**市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業については、補助率を引き上げます。**

【留意点】

支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。

・個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと
・取組み内容が非営利活動であり、公益上の目的があること
・取組み内容がこれまで継続しているものではないこと（ただし、平成２７年度以降に、この補助金ないし地方創生夢チャレンジ推進補助金の交付を受けた事業で、複数年にわたる支援が必要な事業と認められる場合を除く）
・取組み内容が単なるイベントのみのものではなく、地域住民等が主体となって地域活動に取り組むなど、次年度以降も継続的な活動が行われるものであること
・取組み内容がメディア等を活用した広報のみのものでないこと

◆事業実施者

（1）市町村等

市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

（2）地域団体等

地域づくり団体、地域コミュニティ組織、ＮＰＯ法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率

＜ソフト事業＞

補助対象経費の１／２以内

但し、新規に取り組むもの又は平成２８年度にこの補助金の交付を受け若しくは平成２７年度に「平成２６年度地方創生チャレンジ推進補助金」の交付を受けたもので、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業は３／４以内

＜ハード事業＞
補助対象経費の１／２以内

（２）補助上限・下限額
上限１０，０００千円（市町村等）
２，０００千円（地域団体等）
下限　１，０００千円（市町村等）
５００千円（地域団体等）

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

※補助対象経費に占める備品購入費及びハード事業に要する経費の割合は５０％未満とします。
※補助金交付決定後に補助金の下限額を満たさなくなった場合は、補助金の交付はできません。

◆補助対象経費

補助事業の実施に要する経費。
※ハード事業は、土地に定着したものを補助対象経費とします。
（案内板・標識の整備、簡易な修景・植栽、簡易な休憩・眺望施設の整備など）

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費
※登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（１）創意・工夫があり、先駆性を有しているか
（２）地域の有形、無形の資源を活用しているか
（３）事業の企画・実施の段階で、地域住民や関係団体等の参加や連携が図られようとしているか
（４）事業内容が一過性のものではなく、今後の事業の継続、発展性、広域的な広がりが期待できるか
（５）事業実施による地域課題解決の効果が期待できるか

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

（１）熊本の魅力を体感できるツーリズムの推進
・地域独自の資源や特性を活かしたツーリズムのモデルコースづくり
（２）県内外から誘客を促進する地域ブランド形成の取組
・地域の伝統・食文化を活かした地域産品の開発及び販路開拓
（３）地域が誇る資源を活用したおもてなしの展開
・地域の食や文化等の他地域への情報発信、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み　など

■　問合せ先
熊本県 企画振興部　地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

８　地域づくり計画作成の取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

熊本県では、人口減少、少子高齢化や過疎化が進み、地域コミュニティの維持が難しくなっており、住民に一番身近な基礎自治体である市町村が行う地域づくりを支援する必要があります。

そこで、市町村や地域住民（地域コミュニティ組織）が、地域の課題解決や活性化に向けて、地域づくりの基本となる地域づくり計画を作成する取組みを支援します。

◆補助対象事業

市町村が、地域住民と連携・共同して、特定の地域コミュニティの現状・課題や地域資源、今後の地域の方向性、具体的な取組み、推進体制などをとりまとめた計画を作成する取組み。

◆事業実施者

市町村（熊本市は除く）

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率

＜ソフト事業＞

補助対象経費の１／２以内

（2）補助上限額

２，０００千円

◆補助対象経費

・住民座談会、ワークショップ等に係る開催経費、事務用品費、通信費等
・アドバイザー等専門家の報酬及び旅費（委託も含む）
・計画（冊子等）作成・印刷費

などの、地域づくり計画の作成に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・その他、知事が不適当と認める経費

◆審査の視点

（1）市町村や地域住民が自ら考え、自らつくる計画となっていること
（2）地域住民等の意向を反映する、又は理解を得る手続きがとられていること
（3）地域の資源を有効に活用し、地域の課題解決や活性化につながる内容であること
（4）補助事業終了後、計画に基づき、市町村や地域コミュニティ組織が具体的な取組みを行う仕組みや体制が考えられていること　など

◆補助対象事業例

（以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。）

大学等専門家の協力の下、ワークショップ等を開催し、地域住民と市町村が一緒になって、地域コミュニティの現状・課題や地域資源等を調査・把握するとともに、今後の地域の方向性、具体的な取組みなどを検討し、市町村が地域づくり計画として取りまとめる。

■ 問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

地方創生

９　地域コミュニティ維持の取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

熊本県では、人口減少や少子高齢化等が進み、暮らしの不便さが増すとともに地域コミュニティの機能が低下し、地域の維持が難しくなってきている地域もあるため、市町村や地域コミュニティ組織が行う地方創生につながる地域コミュニティを維持する取組みを支援します。

◆補助対象事業

市町村や地域コミュニティ組織が、自主的に地域コミュニティ維持のために行う買い物環境の整備（買い物弱者の解消）、空き家や地域食材等地域資源の活用など、絆の構築につながる地域づくりの取組み。

※ 市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業を対象とします。

【留意点】
検討会議（住民の合意形成の場）により事業を進めることが必要です。

◆事業実施者

（1）市町村

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

（2）地域コミュニティ組織

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）助成金の種別及び補助率

＜ソフト事業＞

補助対象経費の３／４以内

＜ハード事業＞

補助対象経費の１／２以内

（2）補助上限額

２，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

検討会議、ニーズ調査、試行事業、移動販売車等の車輌の購入（市町村のみ）、空き家の改修、棚田の補修、備品の購入等の経費

なお、次の経費は除きます。

・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・施設整備や備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他知事が不適当と認める経費
※登記、登録を必要とする施設整備や備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）地域コミュニティの維持（課題解決）につながること
（2）事業を実施する緊急性が高いこと
（3）地域住民が主体的に取り組む事業であること
（4）市町村において、地域住民等の意向を反映し、理解を得る手続きをとっていること。また、地域住民の取組みをサポートする体制をとっていること
（5）補助事業終了後も、継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること　など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

・市町村が商店等に車両を貸し出し、移動販売車で地域へ出向き、買い物弱者へ販売＜移動販売＞
・市町村が商店等と連携し、買い物弱者から注文を受け、宅配車・バイクで自宅へ配達＜宅配＞
・住民等が、買い物弱者から注文を受け、代わりに買い物をして配達＜代行＞
・市町村等が、買い物弱者をバス等に乗せて、地域と商店街等間を送迎＜買い物バス＞
・住民等が、活動の拠点づくりのために行う空き家の集会所への改修
・住民等が、住民の絆づくりを目的として行う地域食材・獣肉活用の際使用する集会所の調理施設改修
・改修する空き家、既存の集会所及び街灯等への電気の供給のための、小水力発電施設等の設置
・住民の手による農村の文化的景観を維持するために行う複合的な補修再生・修景（棚田、地域のランドマークとなる建築物等の補修再生、建築物等の外観の修景など）

■　問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１
熊本県　農林水産部　むらづくり課　里モン・農業遺産推進班
TEL　０９６－３３３－２４１５（直通）　FAX　０９６－３８５－５０２５

10　地域活性化につながる文化活動の取組み

所管：企画振興部　文化企画課

◆事業の目的

音楽、演劇、美術、伝統芸能などの文化は、人々に感動や心のやすらぎをもたらすだけでなく、地域の一体感を高め、地域らしさを発信するなど、地域を元気にする力を秘めています。このような文化のもつ力により、地域を元気にする取組みを支援し、地域の活性化を促進します。

◆補助対象事業

地域住民が自らの地域に誇りや愛着、希望を持ち続けられるよう、地域の元気づくりのために主体的に行う、文化資源を活用した新たな地域活性化の取組み

◆事業実施者

（1）市町村等

例：市町村、広域連合、一部事務組合、市町村等が参画し、かつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

（2）地域団体等

例：文化団体、地域づくり団体、ＮＰＯ法人、地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・上限額等

（1）補助の種別及び補助率

＜ソフト事業＞

補助対象経費の１／２以内

（2）補助上限額

１，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。

［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

文化事業の創作・実施、専門家によるアドバイス、指導等、補助事業実施に要する経費

なお、次の経費は除きます。

・備品購入費
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・その他、知事が不適当と認める経費

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】

・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【留意点】

実施団体構成員への謝金、県外への公演のための旅費、賞金等は対象となりません。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）新たな文化活動の取組み、文化活動や文化資源の掘り起こし、磨き上げを図るものであること（独創性：新規・磨き上げ）
（2）文化を通じて地域の再生と元気づくりを図るものであること（地域の活性化）
（3）単発でなく、継続的な活動が見込まれるものであること（継続性）
（4）今後の更なる充実や地域への広がりが期待できるものであること（発展性）
（5）地域らしさを表現する、地域の文化素材を活かすものであること（地域性）

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

（1）地域住民が主体となって演劇、音楽、美術、映画等を創り上げていく取組み
・　地域の高齢者から小学生が一緒になって劇団を作り、専門家の指導を受けながら、地元にゆかりのある演劇を創作し、旗揚げ公演まで行い劇を通して地域の課題や現状などを考える。
・　地域住民が集まって、専門家の指導を受けながら、主体的に地元にゆかりのある音楽を創作し、地域において演奏を行い、住民の絆と地域間の交流を深め、地域づくりの機運を高める。
・　地域住民が主体となった団体が、地域を題材とした映像作品を創作し、自らの地域の良さや誇りを再認識する。
（2）地域住民が主体となって伝統芸能を復活させる取組み
・　地域住民が主体となって、長年途絶えていた伝統芸能を復活し、地域の祭りや文化祭で公演することで、住民の絆を取り戻すとともに、地域の良さや誇りを再認識する。
（3）芸術家を招聘し、地域住民が主体となって創作する取組み
・　芸術家を地域に招聘し、地域を題材とした芸術作品を地域住民と一緒に創り上げ、地域に配することにより、住民の元気を取り戻すともともに、芸術作品はもとより地域の自然や景観の良さを地域外にアピールし、地域イメージを向上させる。
（4）地域住民が主体となった東京２０２０文化オリンピアード（機運醸成）の取組み
・　地域住民が主体となって、スポーツだけでなく文化の祭典として開催される東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成のため、地域の誰もが参加できる文化事業を実施したり、地域の伝統文化や歴史資産を活用した地域文化の再認識や継承・発展、次世代の担い手の育成を図る。　など

■　問合せ先
熊本県　企画振興部　文化企画課　文化振興班
TEL　０９６－３３３－２１５４（直通）　FAX　０９６－３８１－９８２９

１１　企業等による地域づくり応援の取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

地域における集落の小規模化や高齢化が進む中、地域づくりの取組みを持続可能なものとするため、地域住民自らによるチャレンジだけでは解決できない地域課題に対して、企業等が実施する地域活性化の応援のための取組みを支援します。

◆補助対象事業

企業等の民間事業者がビジネスの手法を活用して行う、地域住民や市町村による地域づくり活動（地域づくりチャレンジ推進事業の対象となる活動）を応援する取組みに対し、補助金を交付します。

【留意点】
地域団体からの推薦書及び市町村からの意見書が必要となります。

◆事業実施者

企業等
例：株式会社、社団法人、ＮＰＯ法人等の法人格を有する団体

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の１／２以内
（2）補助上限額
５，０００千円

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

◆補助対象経費

対象事業の実施に要する経費。

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

【留意点】
施設整備や１品の価格が１０万円以上の備品の購入は補助対象となりません。
＊備品：機械、設備又は車両等の比較的長期間使用できる物品

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、地域を応援することにより企業等が必然的に得られる利益など、知事が当該事業収入の全部又は一部を控除する必要がないと認める場合にあっては、この限りではありません。

◆審査の視点

（1）地域課題や住民ニーズを的確に把握し、地域を応援する事業計画となっているか
（2）地域住民や市町村と十分に連携する体制が考えられているか
（3）円滑な実施が見込まれるか（推進体制、地域の合意、資金計画、必要な許認可の取得等）
（4）地域の維持・活性化につながる事業効果が見込めるか
（5）補助事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられているか

◆補助対象事業例

（以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。）

・地域づくり団体が生産した加工品や特産品等の広域的な販路開拓
・地域で生産される農作物を使った製品の商品化
・地域コミュニティ組織と連携した見守りを兼ねた買い物支援や配送業務　　など

■ 問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

１２　震災復興に向けた交流促進の取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

地域の資源や特性といった魅力を磨き上げ、それらを活かして県内外から人を呼び込み、震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための取組みを実施する市町村等又は地域団体等に対して支援を行います。

◆補助対象事業

上記の目的に沿って行う、豊かな自然、農林水産業、食、歴史、文化等の地域の資源・特性を活かした取組み。

【留意点】
（1）支援対象事業は、次のような取組みであることが必要です。
・個人に補助、助成、交付等を行う事業でないこと
・取組み内容が非営利活動であり、公益上の目的があること
・取組み内容がこれまで継続しているものではないこと（ただし、平成２８年度にこの補助金の交付を受けた事業で、複数年にわたる支援が必要な事業と認められる場合を除く）
・取組み内容がメディア等を活用した広報のみのものでないこと
（2）このメニューに限っては次年度以降の継続的な活動を前提としない単年度限りのイベントも支援対象とします。

◆事業実施者

（1）市町村等
市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営を行う実行委員会・協議会等
※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。
（2）地域団体等
地域づくり団体、地域コミュニティ組織、ＮＰＯ法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等

◆補助種別・補助率・補助上限額等

（1）補助の種別及び補助率
＜ソフト事業＞
補助対象経費の３／４以内
＜ハード事業＞
補助対象経費の１／２以内
（2）補助上限・下限額
上限５，０００千円（市町村等）
２，０００千円（地域団体等）
下限１，０００千円（市町村等）
５００千円（地域団体等）

ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合は、１，０００千円を限度に補助上限額の上乗せを行います（事業の内容がＩＣＴ活用経費だけである場合も対象となります）。
［計算方法はP34 を参照］

※補助対象経費に占める備品購入費及びハード事業に要する経費の割合は５０％未満とします。
※補助金交付決定後に補助金の下限額を満たさなくなった場合は、補助金の交付はできません。

◆補助対象経費

補助事業の実施に要する経費。
※ハード事業は、土地に定着したものを補助対象経費とします。
（案内板・標識の整備、簡易な修景・植栽、簡易な休憩・眺望施設の整備など）

なお、次の経費は除きます。
・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費

【参考：ＩＣＴ活用にかかる補助対象経費例】
・情報通信システム開発費
・ソフトウエア購入費
・ＩＣＴ利活用実践人材づくりに必要となる人材招へいや研修の経費

※登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）創意・工夫があり、先駆性を有しているか
（2）地域の有形、無形の資源・特性を活用しているか
（3）事業の企画・実施の段階で、地域住民や関係団体等の参加や連携が図られようとしているか
（4）事業実施による地域課題解決の効果が期待できるか

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

（1）震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした観光ルート開発等の取組み
・地域独自の資源や特性を活かしたツーリズムのモデルコースづくり
（2）震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした誘客促進等の取組み
・地域の伝統・食文化を活かした地域産品の開発及び販路開拓
（3）震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための各地域の自然、農林水産物、食、歴史、文化、温泉、良好な景観等の地域資源を活かした情報発信等の取組み
・地域の食や文化等を他地域に情報発信するとともに、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み
など

■　問合せ先
熊本県 企画振興部　地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

１３　その他の地域の特性や優位性を生かした取組み

所管：企画振興部　地域振興課

◆事業の目的

移住の促進や起業の誘発、交流の拡大等、１～10 の取組みに該当しない、県内の各地域ならではの独自性（特性や優位性）を活用した地域活性化につながる先進的かつモデル的な取組みに対して支援を行います。

◆補助対象事業

地域の課題の解決のために、地域の特性や優位性を生かした創意工夫あふれる先進的かつモデル的な取組み

◆事業実施者

（１）市町村等

例：市町村、広域連合、一部事務組合、市町村が参画する実行委員会・協議会等

※熊本市が実施主体となる事業は対象としません。ただし、熊本市が他市町村等と連携して事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められた場合は、補助対象となることがあります。

（２）地域団体等

例：地域づくり団体、ＮＰＯ法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体等

◆補助種別・補助率・上限額等

（１）補助の種別及び補助率

＜ソフト事業＞

補助対象経費の１／２以内

（２）上限額

２，０００千円

◆補助対象経費

補助事業実施に要する経費。

なお、次の経費は除きます。

・団体の組織や施設の運営に要する経費
・飲食に要する経費
・出資、出捐、貸付に要する経費
・土地の取得、賃借、補償に要する経費
・備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
・その他、知事が不適当と認める経費

（注）登記、登録を必要とする備品等の取得は、法人格のある団体に限ります。

【補助対象事業に収入がある場合の取扱い】
・補助対象事業に、試作品販売、参加料等による事業収入がある場合は、補助対象経費からこれらの収入を控除した金額に補助率をかけて補助金額を算出します。
・ただし、自己資金が５０万円に満たない場合には、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分（補助裏）として、５０万円を限度に事業収入を自己資金扱いにできる場合があります。

◆審査の視点

（1）市町村や地域住民自らが主体的に取り組む事業か
（2）地域の特性や優位性と言える地域資源を十分に生かした取組みか
（3）事業に新規性、先進性及びモデル性があるか
（4）次年度以降の継続的な事業実施が見込めるか　など

◆補助対象事業例

以下に示す事業例は、補助対象事業となる全てではなく、また、これらをそのまま、あるいは手直しして申請しても必ずしも採択されるものではありません。

（1）地域資源を活用した試験・研究の取組み
（2）ＩＣＴを活用した地域の特性や優位性を生かした取組み

◆特記事項

ＩＣＴを活用した取組みを行う場合には、市町村や地域団体等の地域の関係者で構成する協議会等の設置・運営を必須とします。

■ 問合せ先
熊本県　企画振興部　地域振興課　地域づくり県央推進・プロジェクト班
TEL　０９６－３３３－２１３５（直通）　FAX　０９６－３８１－９００１

◆ＩＣＴ（情報通信技術）を活用する場合の補助額の計算方法

各分野でＩＣＴの活用に伴い各分野の補助上限額を超える場合は、次により算定します。

【計算方法】

① 当該ＩＣＴ活用経費を控除した補助対象経費に補助率を乗じ、補助上限額までを補助額として算定。（A）

② ①で控除したＩＣＴ活用経費に①と同じ補助率を乗じ、補助額を算定。（B）

③ ①と②を合算した額又は、補助上限額にＩＣＴ活用に伴う上乗せ分１,０００千円を加算した額のいずれか低い額が補助額となります。

【例１】

取 組 名 ：交流促進の取組み

補助上限額 ：２,０００千円（地域団体等）

補 助 率 ：補助対象経費の１／２以内

＊補助対象経費 ：７,０００千円（うちＩＣＴ活用経費１,０００千円）の場合

＜補助額計算方法＞

①７,０００千円（総額）－１,０００千円（ＩＣＴ）＝６,０００千円

６,０００千円×１／２（補助率）＝３,０００千円 ※上限額２,０００千円（A）

②１,０００千円（ＩＣＴ）×１／２（補助率）＝５００千円（B）

③（A）＋（B）＝２,５００千円 ※①＋②（2,500 千円）＜上限額＋上乗せ額（3,000 千円）

＊補助額は２,５００千円となります。

【例２】

取 組 名 ：交流促進の取組み

補助上限額 ：２,０００千円（地域団体等）

補 助 率 ：補助対象経費の１／２以内

＊補助対象経費 ：７,０００千円（うちＩＣＴ活用経費５,０００千円）の場合

＜補助額計算方法＞

①７,０００千円（総額）－５,０００千円（ＩＣＴ）＝２,０００千円

２,０００千円×１／２（補助率）＝１,０００千円（A）

②５,０００千円（ＩＣＴ）×１／２（補助率）＝２,５００千円（B）

③（A）＋（B）＝３,５００千円 ※①＋②（3,500 千円）＞上限額＋上乗せ額（3,000 千円）

＊補助額は３,０００千円となります。

各取組みの担当課一覧

取組み名	担当課（担当班）	電話番号
移住定住を促進する取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
地域のしごと（支事）おこしの取組み	地域支え合い支援室 地域支え合い班	直通 096-333-2201
農業の地域資源（宝）活用の取組み	農業技術課 普及企画班	直通 096-333-2380
交流促進の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
地域づくり計画作成の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
地域コミュニティ維持の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班 むらづくり課 里モン・農業遺産推進班	直通 096-333-2135 直通 096-333-2415
地域活性化につながる文化活動の取組み	文化企画・世界遺産推進課 文化振興班	直通 096-333-2154
企業等による地域づくり応援の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
震災復興に向けた交流促進の取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135
その他の地域の特性や優位性を生かした取組み	地域振興課 地域づくり県央推進・プロジェクト班	直通 096-333-2135

市町村から県への提出先一覧

県の組織		提出窓口	電話	ＦＡＸ	管轄等
県央広域本部	県庁 企画振興部	地域振興課	096-333-2135	096-381-9001	熊本市
	宇城 地域振興局	総務振興課	0964-32-2113	0964-33-4335	宇土市　宇城市　美里町
	上益城 地域振興局	総務振興課	096-282-3044	096-282-2050	御船町　嘉島町　益城町 甲佐町　山都町
県北広域本部	菊池 地域振興局	振興課	0968-25-4121	0968-25-0396	菊池市　合志市　大津町 菊陽町
	玉名 地域振興局	総務振興課	0968-74-2113	0968-74-2116	荒尾市　玉名市　玉東町 和水町　南関町　長洲町
	県北広域本部（菊池地域振興局）	振興課	0968-25-4121	0968-25-0396	山鹿市
	阿蘇 地域振興局	総務振興課	0967-22-3903	0967-22-4103	阿蘇市　南小国町　小国町 産山村　高森町　南阿蘇村 西原村
県南広域本部	八代 地域振興局	振興課	0965-33-3149	0965-33-3174	八代市　氷川町
	芦北 地域振興局	総務振興課	0966-82-4445	0966-82-3596	水俣市　芦北町　津奈木町
	球磨 地域振興局	総務振興課	0966-24-4113	0966-24-5761	人吉市　錦町　あさぎり町 多良木町　湯前町　水上村 相良村　五木村　山江村 球磨村
天草広域本部	天草 地域振興局	総務振興課	0969-22-4214	0969-24-2022	天草市　上天草市　苓北町